

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から同年8月まで

私が所持している年金手帳では、申立期間は国民年金の加入期間となっているのに、日本年金機構の記録では未加入期間とされているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の所持する年金手帳に申立期間は国民年金の加入期間と記載されており、国民年金保険料を納付していた記憶があると述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年及び47年発行）から、申立人の主張するとおり記載が確認できるほか、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険等の被用者年金に加入した記憶も海外に住所を移した記憶も無いとしており、オンライン記録でも、申立人に係る別の年金記録は見当たらないことから、強制加入被保険者の資格を喪失する理由が不明であり、申立期間が未加入とされているのは不自然である。

また、i) 国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄に、申立人が昭和45年10月にほかの自治体に住所を異動した旨の記載があるが、申立人は同自治体に異動した記憶は無く、同時期に申立人の妹が同自治体に異動したとしており、ii) 申立人の妹について、平成21年9月に、未統合の厚生年金保険被保険者期間が見つかり、記録が統合されているが、この厚生年金保険被保険者資格の得喪（昭和45年2月1日取得、同年9月17日喪失）が、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪（昭和45年2月1日喪失、同年9月18日再取得）と符合することから、申立期間は、申立人の妹の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る記録が申立人に係る記録として誤認された

ことにより、未加入期間とされたものと推認できる。

さらに、申立期間は7か月と短期間である上、申立期間以外の期間は、その前後の期間も含めてすべて納付済みであり、平成9年度から15年度までの期間は保険料を前納しているなど、保険料の納付意識も高いと言えることから、申立期間当時、保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月15日から同年5月15日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の内容を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間はA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所が保管する賃金台帳及び申立人の平成17年4月分の厚生年金保険料の自己負担分を徴収したことが確認できる領収書の写し並びにA事業所の回答から、申立人は、A事業所に平成17年5月14日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の保管する領収書の写しにおける厚生年金保険料控除額及びA事業所における平成17年3月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成17年5月15日とすべきところ、同年4月16日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年12月は32万円、13年1月から同年6月までは30万円、同年7月は41万円、同年8月は24万円、同年9月は41万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成13年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月1日から13年11月30日まで
② 平成13年11月30日から同年12月1日まで

申立期間①について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所における当該期間の標準報酬月額は、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低額であることが分かったので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、A事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を社会保険事務所から得たが、当該事業所で継続して勤務しており、給料支払明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した平成12年12月から13年10月までの給料支払明細書から、12年12月は32万円、13年1月から同年6月までは30万円、同年7月は41万円、同年8月は24万円、同年9月は41万円、同年10月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が申立期間①を通じて一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した平成13年11月の給料支払明細書及び雇用保険の記録並びに元同僚の証言から判断すると、申立人は、A事業所に同年11月30日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成13年11月の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成13年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

私は、20歳当時は学生で親元を離れていたが、平成2年3月まで住民票は親元の住所に置いたままであった。20歳を迎えるころに父親から国民年金加入の勧めの連絡があり、当時、国民年金への加入は任意であったが、将来少しでも加入期間が長い方がよいとの意向で父親が役場にて加入手続を行った。保険料納付については、毎月の生活費の仕送り額に国民年金保険料を上乗せした金額が自分名義の郵便局口座に振り込まれ、そこから保険料分を引き出し、主に銀行及び郵便局の窓口で毎月遅れずに納付した。保険料を納付していた記憶が鮮明に残っており、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳当時は住民票を親元に置いていた状態であったため、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、住民票を親元に置いたままとしていた平成2年3月までは銀行で、住民票を親元から他市に移した同年4月以降は郵便局で、申立人自身が納付していたと述べているところ、申立期間当時、現年度保険料を金融機関で納付する場合は、住民登録をしている市町村が指定する金融機関で納付することとされており、申立人が述べる納付場所は、いずれも申立人が申立期間当時住民登録していた2市の指定金融機関ではなかったことから、申立人が述べる方法で申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、平成3年4月1日付けの国民年金被保険者資格取得に係る届出が同年同月30日に行われた旨の記載があり、申立人に対して、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れたことも確認できないことから、このころ初めて国民年金の加入手続が行われたことが推認できるところ、申立人は申立期間当時、学生であったことから、国民年金への加入は任意であり、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。このため、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から同年11月まで
私は、平成7年9月の退職後、国民年金に加入し保険料を納付するつもりはなかったが、私の母が市役所に行き保険料を納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は、加入手続及び保険料納付についての記憶が明確でないことから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の居住する市の被保険者名簿（電算記録）から、申立人は、平成10年3月20日の届出により、申立期間に係る国民年金被保険者資格をさかのぼって取得したことが確認でき、このことから申立期間は同届出を行うまでは未加入期間であったと考えられるほか、同届出時点で、申立期間に係る保険料は既に時効のため納付することはできない。

さらに、申立期間は基礎年金番号制度導入（平成9年1月）前であることから、申立人の母が申立期間当時に加入手続を行った場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるところ、申立人に対して同記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年3月まで

私の国民年金加入手続及び保険料納付は、母親が行ってくれたと聞いているが、母親は当時の記憶が無く状況は不明である。申立期間直後の平成2年4月から4年3月までの2年間の保険料も、当初は未納扱いとされていたところ、領収書を提示して納付済みであることを確認してもらった経緯があるため、申立期間についても納付していたのではないかと考えており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したのではないかと述べているところ、その母親も申立期間当時の状況については記憶していないとしているため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が平成3年2月に払い出されていることから、このころ申立人に係る国民年金加入手続が行われ、同手続により申立人は20歳到達時までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、同加入手続時点では、申立期間は時効前であったため、さかのぼって保険料を納付することは可能であったが、申立人の所持する領収書等から、i) 加入手続後、平成2年度及び3年度の保険料は現年度納付されることは無く、4年12月になって、さかのぼって一括で納付されたことが確認できること、ii) 平成4年度の保険料も、平成4年4月から同年10月までの分が同年10月に、申立人の実家の所在町で納付されたことが確認できることから、申立人に係る最初の保険料納付は4年10月であったと考えても不自然ではなく、この時点では、申立期間は既に時効のため保険料を

納付することはできなかった。

さらに、上記のとおり、申立人及びその母親の主張から当時の状況をうかがい知ることもできないことから、加入手続直後にさかのぼって申立期間の保険料が納付されたことまでは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた町の国民年金被保険者カードにも、申立期間について納付済みとの記載は無い上、平成4年10月に実家の所在町から転出後、現在まで居住している市の国民年金電算記録でも申立期間は未納期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私は、20 歳の時に国民年金保険料の納付書が郵送されてきたため、母親に相談したところ、母親から、20 歳になったら国民年金に強制加入するものであるとの説明を受け、市役所で加入手続を行い、その後は、郵送されてくる納付書により毎月市役所で保険料を納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時から国民年金保険料の納付書が郵送されてくるようになり、同納付書により、毎月、市役所で保険料を納付していたと述べているところ、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の保険料納付状況等から、申立人の同記号番号は、平成 3 年 4 月ごろに払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころ初めて被保険者資格を取得したものと推認される。このことから、申立人に対して同記号番号が払い出された同年同月ごろまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、納付書は発行されず、保険料を納付することもできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者になった日として平成 3 年 4 月 1 日と記載されている上、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿等でも、資格取得日は同年同月同日と記載され、申立期間は国民年金に未加入であったことを示しており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として毎月 1 万円程度を納付していたと記憶しているところ、申立人の記憶する納付月額は申立期間当時の実際

の保険料月額とは相違している上、オンライン記録上、申立人が保険料を納付したとされている平成3年度（平成3年4月から4年1月まで納付済み）の保険料月額に近似していることから、この納付を申立期間に係る納付として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 11 月から 16 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月から 16 年 3 月まで

私は、申立期間の保険料を毎月、区役所や郵便局で納付し、勤務先で保険料控除申告（年末調整）を行っていた。また、未納となっていた期間（申立期間外）については、催告状が届いたことを契機に、さかのぼって納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、区役所や郵便局で納付しており、勤務先で「給与所得者の保険料控除申告書」を提出し、申立期間において納付した保険料を申告していたと述べているところ、申立人の平成 15 から 17 年度に係る「市民税・県民税の課税証明書」から確認できる社会保険料控除額（国民年金保険料額及び申立人が当時加入していた国民健康保険料額等を合算した金額）は、申立期間の保険料を含んだ金額としては少額（当時の国民年金保険料は、毎月納付の場合、年間 15 万 9,600 円）であることから、申立人が申立期間について、毎月、保険料を納付していたことは推認できない。

また、申立人は、申立期間の保険料を過年度納付した記憶があるともしていたところ、催告状兼過年度納付書の作成記録から、申立人に対して、平成 17 年 6 月ごろ、平成 15 年度未納保険料（平成 15 年 6 月から 16 年 3 月まで）及び 16 年度未納保険料（平成 16 年 5 月から 17 年 3 月分まで）の過年度納付書が同時に発行されたとみられるが、i) オンライン記録上、申立人が 16 年 5 月から 17 年 3 月までの保険料を過年度納付したとされる同年 8 月 8 日時点で、平成 15 年度分の過年度納付書は使用期限（平成 17 年 7 月 31 日）を経過していたとみられること、ii) 申立人は過年度納付を行ったのは

1回のみであったと述べていること、iii) 申立人の「平成 17 年分給与所得者の源泉徴収票」に記載された国民年金保険料額が、オンライン記録上、17 年 12 月までに現年度納付（毎月）したとされる同年 4 月から 11 月までの期間の保険料に上記同年 8 月に過年度納付したとされる 16 年 5 月から 17 年 3 月までの期間の保険料を合算した金額に一致していることから、申立人の過年度納付に係る記憶も、オンライン記録と矛盾していないものとみられ、申立期間について過年度納付を行ったことも考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 53 年度の保険料を 1 年分まとめて納付していたところ、54 年 3 月に引っ越しをした際、転居後の市から受けた納付書で申立期間の保険料を再度納付しており、申立期間の保険料が二重払いとなっていることに後から気が付いた。返金を申し出たところ、還付記録があると説明されたが、還付金を受け取った覚えは無いため、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料領収書により、申立人が昭和 53 年 6 月に既に国民年金保険料を納付していた申立期間について、54 年 3 月に申立人が住所変更したことに伴い、転出先の市から交付された納付書を用いて、同年 4 月に重複して納付したことが認められるところ、この時点で、申立期間よりも前の期間に係る保険料はすべて納付済みであったことから、過誤納となった保険料を充当することができる期間も無かったと考えられ、申立期間の保険料が還付とされていることに不自然さは認められない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）によると、昭和 53 年度の摘要欄には申立期間が重複納付されていること、備考欄には還付対象時期及び還付金額が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、申立人に対する申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 12 月に会社を退職した後、地元に戻ってきて住民票の異動届を提出した覚えがある。その後、市役所から国民年金に変更となるという通知が何度も届き、保険料の納付を勧める電話もあったことから、市役所で申立期間の保険料を納付したことを記憶している。申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 12 月に会社を退職して地元に戻ってきた後、国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 1 月ごろ払い出されたことがうかがえ、申立人は、その主張どおり国民年金の加入手続を行ったことがうかがえる。しかしながら、オンライン記録上、申立人の同記号番号は、昭和 60 年 10 月 4 日付けで取り消されており、その後、新たに申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、少なくとも同年同月以降に申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人は、申立期間以外にも長期間の未加入期間及び未納期間がある上、平成 14 年 11 月以降の未加入期間についても、16 年 8 月に適用勧奨状が作成されているが、申立人が同勧奨に応じた様子は無く、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったとは言えないほか、申立人が申立期間当時、納付したとする保険料月額も、オンライン記録上納付済みとされている期間の金額であり、申立期間当時の実際の保険料月額からは

乖離^{かいり}しているなど、申立人が、特に申立期間について保険料を納付したと推認することも困難である。

さらに、市の国民年金被保険者名簿でも、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は平成 11 年 5 月 31 日と記載されており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月ごろから 48 年 3 月ごろまで
(A 事業所)
② 昭和 48 年 1 月 15 日から同年 8 月ごろまで
(B 事業所)
③ 昭和 51 年 8 月 21 日から 52 年 12 月ごろまで
(C 事業所)
④ 昭和 53 年 1 月ごろから 54 年 8 月 1 日まで
(D 事業所)
⑤ 昭和 54 年 9 月 27 日から 57 年 1 月ごろまで
(D 事業所)
⑥ 昭和 56 年ごろから 58 年ごろまで
(E 事業所)
⑦ 昭和 57 年 2 月ごろから 58 年 5 月 1 日まで
(F 事業所)
⑧ 昭和 59 年 4 月 1 日から 63 年 12 月ごろまで
(F 事業所)
⑨ 平成元年 1 月ごろから 2 年 11 月 22 日まで
(G 事業所)

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、それぞれの事業所にH職として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の内縁の妻が、死亡した申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A事業所は、昭和54年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認でき、当該事業所の取締役は、「申立期間当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、A事業所に勤務していた元従業員は、「昭和48年ごろからH職として勤務したが、申立人の氏名に覚えは無い。会社が厚生年金保険に加入したのは、入社後しばらくたってからだった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月10日から47年9月26日までの期間及び同年10月26日から48年1月15日までの期間について、他事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、B事業所に勤務していた元同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該元同僚がH職として一緒に勤務していたとして氏名を挙げた複数の者についても、オンライン記録において、B事業所での被保険者記録は確認できず、当該事業所では、必ずしもH職全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和48年1月10日から同年9月14日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B事業所の元I職から聴取したが、申立人に関する記憶は無く、元事務責任者も死亡しており、当該事業所は既に廃業していることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

申立期間③について、J健康保険組合は、「C事業所の被保険者台帳を確認したが、申立人が健康保険の被保険者となった記録は無い。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立期間③のうち、昭和52年1月1日から同年7月31日までC事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる元従業員は、「自分と親方の二人がH職だった。申立人とは一緒に勤務していなかった。」と証言している。

さらに、C事業所の元事業主は、「1年以上勤務したH職なら記憶しているはずだが、申立人の氏名に覚えは無い。」、「H職はよく入れ替わっていたので、短期間の勤務の場合は厚生年金保険への加入手続を行わなかった。」と回答している。

加えて、C事業所の厚生年金保険被保険者原票により、昭和50年11月1日から54年2月26日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間④及び⑤について、J健康保険組合が提出したD事業所の被保険者台

帳によれば、申立人は、昭和 54 年 8 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 27 日に資格を喪失しており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、D 事業所に勤務していた元同僚は、「申立人は H 職として夏の期間に働いていた覚えはあるが、長期間は勤務していなかった。」と証言している。

さらに、D 事業所の元 I 職は、「4 年間も勤務した H 職なら覚えているが、申立人の氏名に覚えは無く、会社は既に廃業しているため、当時の資料は残っていない。」と回答している。

申立期間⑥について、E 事業所の元顧問社会保険労務士は、「E 事業所の健康保険及び厚生年金保険の資格取得者を記録した資料で、最初に被保険者となった者から確認したが、申立人が被保険者となった記録は無い。また、昭和 50 年から 60 年までに雇用保険の被保険者資格を取得した者も調べたが、申立人の氏名は無かった。」と回答している。

また、E 事業所の元社会保険事務責任者は、「H 職については、厚生年金保険への加入を希望した者だけについて手続を行っていた。当時は、厚生年金保険に加入しない H 職が多かった。」と証言している。

さらに、E 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 54 年 3 月 26 日から 59 年 1 月 21 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑦及び⑧について、オンライン記録によると、申立人と同様に、F 事業所で昭和 58 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59 年 4 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる元同僚の H 職は、「自分が先に F 事業所で勤務しており、同僚が辞めたので申立人を呼び寄せた。自分が勤務していたのは 1 年間ぐらいで、申立人と一緒に退職した。」と証言している。

また、F 事業所は、「昭和 57 年 9 月ごろに H 職が辞めた後の約半年は、複数の H 職が入れ替わりで勤務していた。その後に申立人が入社し、勤務していた期間は 1 年間ぐらいだったと思う。」と回答しており、昭和 57 年 9 月まで当該事業所で H 職として勤務していたと述べる複数の元従業員に照会したところ、「申立人と一緒に勤務したことは無かった。」と証言している。

さらに、F 事業所の顧問社会保険労務士は、「当事務所が保管する基本台帳によれば、申立人に係る昭和 59 年 4 月 1 日付けの資格喪失届を同年 4 月 9 日に社会保険事務所に郵送した記録がある。」と回答しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の健康保険被保険者証が同年 4 月 12 日に返納されていることが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間⑧のうち、昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 9 月 30 日までは K 事業所で被保険者となっており、62 年 7 月 21 日から同年 11 月 9 日までは L 事業所で被保険者となっていることが確認できる。

なお、オンライン記録によれば、K事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、L事業所で昭和61年6月2日から62年12月31日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できなかった。

申立期間⑨について、G事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人は、平成2年11月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人のG事業所における資格取得日は、平成2年11月22日であることが確認できる。

さらに、G事業所の元同僚は、「申立人が入社したのは平成2年ごろだったと思う。」と証言している。

加えて、M会は、「申立人は昭和62年11月から平成2年6月までN事業所で勤務していた記録がある。」と回答しており、N事業所に照会したところ、「申立人は、M会の紹介で確かに勤務していた。」と回答している。

なお、オンライン記録によれば、N事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成4年4月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 3 日から 37 年 2 月 16 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月 16 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 15 名確認でき、資格喪失後 6 か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた 3 名を除く 12 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 名に脱退手当金支給記録があり、そのうちの 7 名について資格喪失日の約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 7 月 6 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 2 月 15 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務し、Bの仕事に従事していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人による詳細な仕事内容の記憶により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「当時の社員名簿に申立人氏名の記載はないため正社員ではなく、厚生年金保険には加入していなかったと考える。」と回答している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 30 年 9 月 1 から 35 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が同じ職務に就いていたとして挙げた複数の同僚について、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、これらの者の氏名は確認できず、上述のA事業所の社員名簿にも当該同僚の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月 16 日から同年 2 月 7 日まで
② 平成 2 年 3 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで
③ 平成 3 年 9 月 2 日から同年 11 月 7 日まで

私は申立期間①及び③にA事業所で、申立期間②にB事業所でC職として採用されていたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

辞令、源泉徴収票等を提出するので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した辞令、D調書及び給与明細書から、申立人が申立期間①においてA事業所の代替C職としてE事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述のD調書によれば、社会保険は非加入と記載されていることから、申立期間①において、申立人は、厚生年金保険には加入していなかったことが確認できる。

申立期間③について、当該期間に申立人が配属されていたF事業所が保管する申立人に係る辞令及びD調書から、申立人が申立期間③において、A事業所の代替C職としてF事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間③に係る辞令及びD調書は、平成 3 年 9 月 2 日から同年 10 月 27 日までの期間と同年 10 月 28 日から同年 11 月 6 日までの期間に分けて発行されており、いずれの調書においても社会保険は非加入と記載されていることが確認できる。

これらのことについて、A事業所の後継事業所であるG事業所は、「C職を任用する際には、2か月を超える辞令が発令されたときから、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入させる。申立人の場合、申立期間①及び③において、それぞれ2か月に満たない任用期間で発令されているため、厚生年金保険に非加入であったと考えられる。」と回答している。

申立期間②のうち、平成2年3月1日から同年12月31日までの期間について、申立人が提出したB事業所発行の平成2年分給与所得の源泉徴収票の記録から、申立人が当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の源泉徴収票をみると、社会保険料等の控除が無いことが確認でき、B事業所に照会したところ、「申立人に係る契約書等の保存は無いが、申立人の所持する源泉徴収票の受給者番号から、申立人は委任契約に基づくC職であったことがうかがわれ、雇用契約ではなかったため、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の加入はしていなかったと考える。」と回答している。

さらに、申立期間②のうち、平成3年1月1日から同年4月1日までの期間について、B事業所に照会したところ、「申立人に係る資料が保存されていないため、当該期間において申立人が在籍していたかどうかは不明であるが、当該期間も引き続き委任C職として勤務していたのであれば、厚生年金保険には加入していなかったと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月10日から26年7月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、申立期間に、A事業所に勤務していたことを証明する在籍証明書及び厚生年金保険の資格取得日が「昭和24年4月10日」と記載されている被保険者証があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所(A事業所の合併後の名称)の職員在職証明書から、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日欄に「昭和24年4月10日」の日付が確認できるため、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であることは明らかであると主張している。

しかし、年金事務所が管理する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によれば、上述の被保険者証に記載された記号番号と同一番号の欄には、申立人と同一の氏名が確認できるほか、厚生年金保険の資格取得年月日が「26・7・10」と記録されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも、最初の厚生年金保険の資格取得日として、「26.7.10」と記載されていることが確認できる。

また、A事業所は、事業所名簿により、昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できる。

さらに、B事業所に照会したところ、社会保険事務担当者は、「申立人に係るA事業所における在職期間に厚生年金保険の加入記録が確認できない期間がある。申立期間当時の事情を知る者がいないため、不一致の理由は分からないが、厚生

年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料を控除することはないと考える。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 21 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 37 年 2 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 20 日から 42 年 7 月 27 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所には勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことを、複数の同僚が記憶しているものの、申立人のA事業所における在籍期間について憶えている者はおらず、申立期間における申立人の勤務状況を確認できる証言も得られなかった。

また、連絡の取れた元社会保険事務担当者に申立期間当時の社会保険の事務処理について照会したところ、申立人の氏名に記憶があるとしているものの、「申立人の厚生年金保険の手続を行った記憶がなく、申立人のA事業所での厚生年金保険の被保険者記録がない理由は分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は既に廃業しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元事業主は既に亡くなっているため、元取締役^{おぼ}に照会したところ、「申立人が行っていたとされる職種の従業員は、厚生年金保険に加入させる者とそうでない者がいたが、亡くなった当時の事業主が決めていたので、分からない。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 40 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、

申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について実際に支給されていた給与の額より低い金額での回答を得た。
申立期間について代表取締役である自分が給与の金額を決め、支給していたので、標準報酬月額を正しい額に訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額は 20 万円であり、代表取締役である自分の標準報酬月額が他の役員の標準報酬月額より低いはずがないと主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無い。

また、申立人が当時のことについてよく記憶している者として名前を挙げた元役員に照会をしたが、申立人に係る標準報酬月額について確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、社会保険事務担当者であり、自ら社会保険事務所に、自身の標準報酬月額を 20 万円として算定基礎届等を届出たとしているが、それを確認できる関連資料等はない。

加えて、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について標準報酬月額が事実と異なっていることがわかった。

申立期間はA事業所の海外現地法人に出向してから、帰国して退職するまでの期間であり、私が所持している給与明細書によれば、当該期間に給与額の変動があるのに、厚生年金保険料の控除額が変わっていないので、申立期間の標準報酬月額を給与に見合う適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 12 月及び 13 年 2 月の給与明細書を所持しており、このうち、申立人が、「海外現地法人に出向していた期間である。」と主張する平成 12 年 12 月の給与明細書において確認できる申立人が得た給与の額及び厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料額であることが確認できる。

また、申立人が、「海外現地法人から日本に帰国した後の期間である。」と主張する平成 13 年 2 月の給与明細書において、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る給与を得ていたことが確認できるが、当該給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致している。

さらに、厚生年金基金及び健康保険組合から提出された申立期間に係る「標準報酬月額変更届」及び「標準報酬月額算定基礎届」によると、届出された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、A事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、^{そきゅう}遡及

して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

なお、申立人は、「平成 12 年 12 月と 13 年 2 月の給与明細書を比べると、給与の額が増えているのに厚生年金保険料の控除額が同額となっていることに納得がいかない。」と主張しているが、申立人が提出した平成 12 年 12 月及び 13 年 2 月の給与明細書のみでは、同年 2 月の標準報酬月額を増額した同年同月の給与に見合った額に改定することが必要であったと判断することはできない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。